News Release

ニッセイプラス少額短期保険
日本生命グループ

2024 年 7 月 30 日
ニッセイプラス少額短期保険株式会社

「傷病手当プラス保険」の販売開始
～派遣スタッフ等を応援、パーソルテンプスタッフと共同開発～

日本生命保険相互会社（代表取締役社長：清水博）の子会社であるニッセイプラス少額短期保険株式会社（代表取締役社長：光本正、以下「ニッセイプラス」）は、2024 年 7 月 30 日より「傷病手当プラス保険」の販売を開始いたしました。

1. 背景

共同開発のパートナーとなった、人材派遣・アウトソーシング事業を手掛けるパーソルテンプスタッフ株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：木村 和成、以下パーソルテンプスタッフ）は、従来より、自社の派遣スタッフ等の「はたらく」にまつわるさまざまな課題解決に注力されております。そのなかで、派遣スタッフ等には、何らかの要因で働けない状態になったときのための保険への関心が高いことがわかました。

このようなニーズにお応えするため、ニッセイプラスは、公的な健康保険の傷病手当金を補完する保険により派遣スタッフ等に安心の選択肢を提供することといたしました。傷病手当金は、病気やケガで療養のため労務不能となった場合に対する保障を提供する公的な制度です。しかしながら、仕事を休み始めた日から連続した 3 日間は待期期間として給付がないなど、派遣スタッフ等の働けない状態になった場合の不安に対しては更なるサポート余地があると考え、今般の保険を開発しております。なお、傷病手当金に連動して傷病欠勤を保障し、待期期間に保険金が給付されることを主たる目的とした保険商品は日本初（※）となります。

（※）ニッセイプラス調べ（2024 年 7 月時点）

2.「傷病手当プラス保険」の特徴と概要

「傷病手当プラス保険」の特徴

1. 就労不能1日目から保障
2. 月々500 円、お手頃な保険料
3. お支払いは健康保険の傷病手当金に連動
4. 入院でも、自宅療養でも、保険金をお支払い

■商品概要

- 支払事由：加入後の傷病を原因として健康保険の傷病手当金が支払われる場合に、
  以下の給付をお支払いします。
  （1）待期期間（3 日間）
  定額（日額） 10,000 円×最大 3 日
  （2）傷病手当金支給期間
  定額（日額） 3,000 円×（最大 15 日-待期期間中の保険金支払い日数）
  ※新型コロナウィルス感染症による傷病欠勤等を除く
  ※待期期間中の公休日は保険金支払い対象外
  ※保険期間を通算して、お支払い日数は１５日まで

- 保険料 ：月額 500 円（年齢一律）
- 払込方法：月払、クレジットカード払のみ
- 保険期間：１年間（自動更新）
- 申込条件：18 歳以上のニッセイプラス指定の会社に雇用されている方でかつ健康保険加入者の方
  ※「傷病手当プラス保険」の正式名称は「日常生活支援保険（傷病欠勤保障特約付帯）」です。
  ※当商品に関するご照会は、ニッセイプラス公式 HP「お問合せフォーム」よりお問合せください。

■会社概要

１．名称	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
２．代表者	代表取締役社長：光本 正
３．所在地	東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル FINOLAB
４．設立	2021 年 4 月 30 日
５．公式ＨＰ	https://www.nissay-plus.co.jp/

ニッセイプラスは
少額短期保険大賞 2024 を
受賞しました

■提携先会社概要

１．名称	パーソルテンプスタッフ株式会社
２．代表者	代表取締役社長：木村 和成
３．所在地	東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー
４．設立	1973 年 5 月 24 日
５．公式ＨＰ	https://www.tempstaff.co.jp/

以 上